福井労発基 0322 第 1 号
平成 29 年 3 月 22 日

別紙の災害防止関係団体各位

福 井 労 働 局 長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 16 号）が、平成 29 年 3 月 10 日に公布され、平成 29 年４月１日（危険物乾燥設備に係る規定については同年６月１日）から施行することとされたところです。

今回の改正は、①危険物乾燥設備の爆発戸の設置免除等（危険物乾燥設備の内部で爆発が発生した場合に、設備全体の破裂等を防ぐために求められる措置。）、②労働安全衛生法等に基づく免許試験受験申請書、技能講習受講申込書等の本籍地の記載欄の削除の 2 点が主な変更となっております。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえた危険物乾燥設備の設置及び技能講習受講申込書等の取扱いの推進を図っていただくよう、お願い申し上げます。

別添１　平成 29 年 3 月 10 日基発 0310 第 1 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」

別添２　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令新旧対照条文